

週刊 タバコの正体

健康増進法で 施設の管理者などに 求める受動喫煙対策

現行 → 改正案

小中学校	努力義務	敷地内禁煙
官公庁		建物内禁煙
飲食店		建物内禁煙 (喫煙室 設置可)
空港、駅		
罰則	なし	過料

読売新聞 から

改正法の今後のスケジュール

2018年内	国と地方公共団体が、受動喫煙防止に必要な措置を総合的に推進
19年夏ごろ	敷地内禁煙となる学校や病院、保育園、行政機関などを 規制開始
9月	ラグビーW杯開幕
20年4月	原則屋内禁煙となる飲食店やホテルなどの規制を含め 全面施行
7月	東京五輪・パラリンピック開幕



日本の受動喫煙防止対策は世界標準からみると遅れています。今までは学校、官公庁などの公共施設で「受動喫煙を防止する対策を取らなければならない」とした健康増進法がありましたが、これは左図にあるように“努力義務”でしかなく、これに従わなくても罰則はありませんでした。だから、和歌山県の学校は敷地内禁煙が徹底されていますが、他府県の学校では敷地内に喫煙所のある学校があったり、喫煙室がある市役所や県庁などの官公庁も多くあります。

ところが、昨年この健康増進法の一部が改正され、敷地内禁煙もしくは建物内禁煙が義務化され、違反した場合は過料が科せられる法案が成立しました。この改正法のもと、左下図のスケジュールで受動喫煙対策が講じられます。具体的には、今年の夏ごろから全国の小中学校などで敷地内禁煙、官公庁で建物内禁煙の規制が開始されます。これは今年9月に開幕するラグビーW杯に合わせるためでもあります。さらに、来年4月からは東京オリンピックの開幕に合わせて、飲食店やホテルなどの屋内禁煙の規制が始まります。

いかがでしょうか。国際スポーツ大会にあわせて国内の禁煙対策が進められている印象ですよね。でも、これは国際社会からみて、国内の禁煙対策が遅れている事に対する危機感の表れだと思われます。

国際スポーツの場で日本選手が活躍する事は、私たちの願いであり誇りであり、夢の実現でもあります。同時に、その大会が国際社会から称賛される素晴らしいものでできれば、さらに誇らしいですよね。そんな思いも込めて日本の禁煙対策が前進することを願いたいと思います。

産業デザイン 奥田 恭久